

法人登記の効力

質 問 法人登記の効力とはどのようなものでしょうか。

回 答 法人登記とは、会社以外の法人に関する一定の事項を登記簿に記載し、これを第三者をしてこれらの事項を知らしめ、もって取引の安全に資するものです。

このような公示力が法律上の効力として認められ、そのほかに形成力、対抗力、その他特殊の効力が与えられています。

解 説

商業登記と法人登記の効力

商業登記は、取引の安全の保護の観点から一定の事項を公示するために設けられたものですから、登記簿に記入されると、いうまでもなく第三者がこれを知ることが可能な状態に置かれ、制度上当然に公示機能をもつものです。しかし、これは事実上の効果であって、そのほかに登記には法律上一定の効力が付与されています。商業登記にどのような効力を与えるかは、もっぱら実体法である商法及び会社法に規定するところであって、商法9条1項及び会社法908条1項に規定する公示力と商法9条2項及び会社法908条2項の公信力とがそれで、この二つの効力が、原則としてどのような商業登記にも付与されますが、それ以外にも、それぞれの特殊性に応じて、各別に特殊の効力が付与されることがあります。形成力、対抗力、補完的効力、免責的効力、推定力、独占力などと呼んでいます。

法人登記は、必ずしも営利を目的とする商人又は会社ではないにしても、当該法人と取引をする第三者を保護する観点から、商業登記と同様に、公示力が認められ、そのほかに形成力、対抗力、その他の特殊の効力が認められています。また不実の登記については一般的に公信力が認められ、善意の第三者に対抗できることになります（最判昭43・10・17民集22・10・2204参照）。

① 公示力

公示力とは、通常、商法9条1項及び会社法908条1項に規定する効力と同様のものであり、登記しなければ善意の第三者に対抗できない効力を消極的公示力といい、登記すれば原則として第三者に対抗できる効力を積極的公示力といいます。しかし、登記の効力としては、後者の登記後の積極的公示力を中心として考えるべきであり、これは一般に、登記すれば登記事項につき第三者に悪意を擬制する効力であるといわれています。

② 公信力

商法9条2項及び会社法908条2項に規定する効力と同様のものであり、故意または過失により不実の登記を申請した者は、善意の第三者に対してその不実であることを対抗できない効力をいいます。これは登記の外觀を信頼した第三者を保護する制度であり、公信力が認められていない不動産登記（日本の場合）に比べて、商業法人登記はより取引の安全を重視しているということができます。

③ 形成力

登記を経ることが実体上の法律関係の成立要件となっている登記について、実体上の法律効果を発生させる効力のことを形成力といいます。通常の場合、登記は実体上の法律関係を反映するものにす

ぎませんが、形成力を有する登記、例えば法人設立の登記は、実体関係を成立させる効力をもつものです。

④ 対抗力

不動産登記における対抗力と同様の意味であり、法人の法律関係（登記事項）の実体上の対抗要件が登記と規定されている場合の効力です。したがって、このような効力をもつ登記がされると、第三者の善意悪意にかかわりなく対抗力が付与されることになります。

参考法令

○商 法

第9条（登記の効力）

○会社法

第908条（登記の効力）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第299条（登記の効力）

第301条（一般社団法人の設立の登記）

第302条（一般財団法人の設立の登記）

第303条（変更の登記）

「従たる事務所」の実体を有していないなくても、商法14条を類推適用し、右実体を有しないことをもって善意の第三者に対抗し得ないと解すべきである。（最判昭43・10・17民集22・10・2204）

法登実務二六・二七

参考判例

【従たる事務所の不実登記と商法14条の類推適用】

○中小企業等協同組合法に基づく協同組合の営業所について「従たる事務所」の登記がある場合には、右営業所が同法44条1項にいう

法人登記の種類

質問 法人登記の種類には、登記の事由（原因）の発生の態様によってどのようなものがあるのでしょうか。

回答 法人登記の種類は、その登記の事由（原因）の発生の態様によって、①事務所所在地において登記すべき事項の登記（設立等）、②変更の登記（名称変更、代表すべき者の変更等）③消滅の登記（合併解散、従たる事務所廃止、清算結了等）に大別されます。

解説

法人登記の種類は、会社の登記と同様に、その登記の事由（原因）の発生の態様によって次のように大別されます。

① 事務所の所在地において登記すべき事項の登記

⑦ 設立の登記

① 登記所の管轄区域外に主たる事務所又は従たる事務所を移転し、その所在地においてする登記すべき事項の登記

④ 従たる事務所を設置し、その登記を初めてする場合の登記

⑤ 新設合併の場合の登記

② 変更の登記

⑦ 名称、目的又は事業、解散の事由、公告の方法等の変更の登記

① 法人を代表すべき役員の就任、退任、辞任等の登記

- ⑦ 吸収合併による変更の登記
- ③ 消滅の登記
- ⑦ 合併による解散の登記
- ① 従たる事務所廃止の登記
- ⑤ 清算結了の登記
- ⑤ 事務所を登記所の管轄区域外に移転し、旧所在地においてする消滅の登記

名称の登記におけるローマ字その他の符号の使用

質問 商業登記規則が改正され、名称の登記にローマ字その他の符号が使用できるようになったそうですが、具体的にはどのようになったのか教えてください。

回答 ①商業登記規則50条（商登規旧51条）により、商号の登記にローマ字その他の符号で法務大臣の指定（告示）するものが使用でき、②一般社団法人等登記規則3条、各種法人等登記規則5条中の準用規定として商業登記規則50条が準用されているので、会社を除くその他の法人等についても、その名称の登記にローマ字その他の符号が使用できます。ローマ字のほかその他の符号として使用できるのは、アラビヤ数字、アンパサンド（&）、アポストロフィー（'）、コンマ（,）、ハイフン（-）、ピリオド（.）及び中点（・）です。

ただし、符号の使用については一定の制限があります。

解説

1 商業登記規則等の改正

① 商業登記規則等の一部を改正する省令（平成14年法務省令第47号）により商業登記規則51条の2が新設され、平成14年11月1日から「商号の登記にローマ字その他の符号で法務大臣の指定する（告示をもってする）ものが使用できる」ようになり、同規定は、平成17年法務省令19号改正により商業登記規則51条に移されましたが、平成18年法務省令15号により同規定50条に再度移されました。

た。

② 一般社団法人等登記規則3条、各種法人等登記規則5条中の準用規定として商業登記規則50条により、特定目的会社登記規則、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則、投資法人登記規則についても、各種法人等登記規則と同様の改正がされているので、会社を除くその他の法人等についても、その名称の登記にローマ字その他の符号が使用できるようになりました（平14・7・31民商1839民事局長通達「記3」）。

2 商号及び名称として使用できる符号

現在、商号及び名称として使用できる符号は、アラビヤ数字、アンパサンド（&）、アポストロフィー（'）、コンマ（,）、ハイフン（-）、ピリオド（.）及び中点（・）です（平14・7・31法務告315）。

上記のうち、アラビヤ数字を除く符号については、字句（日本文字を含む）を区切る際の符号として使用する場合に限って用いることができ、したがって、会社又は法人の種類を表す部分を除いた商号（又は名称）の先頭又は末尾に使用することはできません。ただし、ピリオドについては、省略を表すものとして末尾に使用することができます（平14・7・31民商1839民事局長通達「記1」）。

なお、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を空白（スペース）によって区切ってもよいとされています（平14・7・31民商1841民事局商事課長依命通知第1・1・(3)なお書き）。

3 ローマ字名称に係る使用制限

ローマ字名称についても、①法令により使用が義務付けられてい

る文字の使用、②法令により使用が制限されている名称、③公序良俗に反する名称の使用制限については、従前どおりです（平14・7・31民商1841民事局商事課長依命通知第1・2）。

したがって、法人が、会社を意味する「Ltd、K・K、BANK」等を使用することはできません。

参考法令

○商業登記規則

第50条（商号の登記に用いる符号）

○一般社団法人等登記規則

第3条（商業登記規則の準用）

○各種法人等登記規則

第5条（商業登記規則等の準用）

○商業登記規則第51条の2第1項の規定に基づく商号の登記に用いることができる符号に関する指定

（平14・7・31法務省告示315）

法
登
実
務
三
三

参考先例

【商業登記規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う登記事務の取扱い】

○ローマ字その他の符号を用いた商号又は名称の登記事務の取扱いについて定めたもの。（平14・7・31民商1839民事局長通達）

【商業登記規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う登記事務の取扱い】

○ローマ字その他の符号を用いた商号又は名称の登記に関する事務の取扱いについて定めたもの。（平14・7・31民商1841民事局商事課長依命通知）